

令和4年10月定例総会

令和4年10月6日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和4年度第7回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月6日(金) 午後3時～午後3時30分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員(11人)

農業委員	1番	上野 貴生
	3番	尾崎 和代
	4番	池田 克彦
	5番	岡崎 直正

推進委員	1番	安田 泰平
	2番	弘田 好希
	3番	田邊 昌一
	5番	上野 清吉
	6番	坂本 直幸
	7番	宮上 昌三
	8番	岡田 弘重

4. 欠席委員(2人)

2番	野老山卓男
4番	池 俊伸

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)

の意見徴収について

議案第3号 その他の件について

① 次回開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
事務局係長兼農林水産課長補佐	早川 幸夫
事務局員	田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、10月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。

本日は、池 委員から欠席の連絡を受けております。また、野老山委員が少し遅れるとのことであります。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

**議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）
の意見徴収について**

議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎委員

5番 岡崎委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議についての審議
を行います。

事務局
早川

担当者より説明を求めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから6ページでご確認ください。

1ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。事由は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

申請地の所在は、記載のとおりで、地目は田、現況も田となっており、面積は、3,033 m²です。申請地の位置は、2ページをお願いします。

市野瀬の水車自動車整備工場から直線で約1.1km南南東にあります。

農地法第3条第2項の7つの条件について、農地法第3条調書を説明いたします。5ページをお願いします。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有している農地の状況も含まれますので、申請者が所有する農地（田）3,374 m²について、農地台帳で確認を行いました。

申請者が所有している農地では水稻を行っており、今回、購入する農

地についても、水稻を行うので該当しません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、年間150日以上となっており、申請者は、200日の農業従事日数であり、150日以上であるため問題がないと考えます。

第2項第5号の「下限面積」の確認です。

今回申請する農地は、3,033 m²で、現在所有する農地と合計で6,407 m²の農地を所有することとなり、土佐清水市が定める農地取得に必要な30aを越えており、農地取得は可能です。

営農の継続性について、申請者は、農業経験が50年を超えている方で、農機具の保有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、軽トラ1台、田植機1台を保有しており、申請地を含む面積経営についても問題ないと考えます。

第2項第6号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うとのことであるため、該当しません。

第2項第7号の「地域調和」の確認です。

従来通りの営農を行うことを確認しており、近隣農地にも支障が生じないと考えられます。

農地の位置図については、2～3ページをご覧ください。

農地の現況写真については、4ページをご覧ください。

以上の申請を9月20日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、安田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

安田委員

本人の方もずっと水田をしまして、また認定農業者にもなっていますので問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

上野会長

熱心に農業に従事していますので、十分農地を活用してくれると思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

弘田委員

とにかく熱心で人一倍農業に取り組んでいます。よろしく願いいたします。

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）

の意見徴収について、担当者より説明を求めます。

事務局
早川

それでは、議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）の意見徴収について、説明いたします。

7ページから10ページでご確認ください。

7 ページから説明します。

区域から除外を申し出る土地の概要について、住所は、記載のとおりです。地目・現況は畑で、面積は 1,669 m²の内 4 m²となっています。

登記名義人、申請者については、記載のとおりです。

位置については、8 ページをお願いします。申請地（基地局予定地）

は、宗呂上地区の簡易郵便局から約 270m 東のところでは、

除外申し出の内容について、申請地は、携帯の基地局用地として申請があったもので、本件については、農地法第 5 条の転用許可を要しない案件ではありますが、転用部分（4 m²）のみ農用地区域からの除外が必要となる案件になります。

8～9 ページに位置図、10 ページに現況写真がありますので、ご確認ください。赤色の部分が、基地局の建設予定地となっています。

以上の申請を 9 月 14 日に受付を行い、岡崎委員に現地の確認に行ってもらっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

岡崎委員

9月22日に事務局と現地確認しました。この方は農業もしています。

この土地に関しても草刈り等もして管理しています。

倉庫の北川の角に建てるということですが、畑に関しても支障がない場所です。審議のほどよろしく願いいたします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

上野会長

写真を見る限りポールだけたつのですか？

事務局

早川

現況写真については、建設場所の位置を表示しました。

申請書によると、フェンスで囲むようなものではなく、アンテナのあ
る柱が建つと図面に書かれています。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）

の意見徴収について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、次に移ります。

議案第3号 その他の件について

①次回開催日について

次回の定例総会は、令和4年11月7日（月）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで10月定例総会を閉会といたします。